

事 務 連 絡
平成 2 3 年 5 月 2 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

石綿に関する労災保険給付に係る相談等について

標記について、石綿救済法の施行日である平成 1 8 年 3 月 2 7 日以降に死亡した者で、本年 3 月 2 8 日以降に労災保険給付の時効が完成した事案を把握するため、今後、下記により当課業務係あて報告のほどお願いします。

なお、本報告は、平成 2 3 年 3 月 1 0 日の参議院予算委員会において、石綿救済法施行日 5 年後に当たる平成 2 3 年 3 月 2 8 日以降、労災請求権の時効が成立することについて指摘され、厚生労働大臣が、時効の期限が到来してしまった件数を把握する必要がある旨答弁していることに対応するものであるため、確実な把握・報告をお願いします。

記

1 報告対象

報告対象は、次の（１）と（２）とする。

- （１）平成 2 3 年 3 月 2 8 日以降、時効により既に受給権が消滅している遺族補償給付に係る相談事案（石綿関連疾患に関するものに限る。）。
- （２）平成 2 3 年 3 月 2 8 日以降、時効により既に受給権が消滅している遺族補償給付請求事案（石綿関連疾患に関するものに限る。）。

2 報告期限

上記 1 の報告時期については、把握した場合には、当課業務係あて報告すること（様式任意）。

なお、本年 4 月末日までの状況については、別紙調査票により平成 2 3 年 5 月 1 6 日（月）までに当課業務係まで報告すること。

別紙

局名

調 査 票

1 時効により既に受給権が消滅している遺族補償給付請求事案

請求事案件数	請求事案の内容			
	No	監督署名	労働者の死亡年月日	請求年月日
件	①			
	②			
	③			

2 時効により既に受給権が消滅している遺族補償給付に係る相談事案

相談事案件数	相談の内容			
	No	監督署名	労働者の死亡年月日	相談年月日
件	①			
	②			
	③			